

# 生活保護制度について

## 1 制度の趣旨

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。

## 2 実施機関

法定受託事務として、国に代わり県福祉事務所（東部、南部、西部）、各市福祉事務所（8市）が実施しております。

## 3 生活保護を受けるための要件等

能力に応じて働いたり、資産を活用したり、親族に援助を頼んだり、年金・手当など他の法律や制度を活用するなどしても、なお厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費に満たない場合に生活保護が適用されます。

(支給例)

厚生労働大臣が定める最低生活費	
就労、年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

## 4 生活保護費の種類

### (1) 生活扶助

日常生活に必要な費用（食費、被服費、光熱費等）

①食費等の個人的費用の基準額

②光熱費等の世帯共通費用の基準額 を合算して算出します。

※世帯等の状況により加算（母子加算等）があります。

### (2) 住宅扶助

アパート等の家賃（定められた範囲内の実費を支給）

### (3) 教育扶助

義務教育を受けるため必要な学用品費等（定められた基準額を支給）

### (4) 医療扶助

医療機関での治療等に係る費用（医療機関への直接払い）

### (5) 介護扶助

介護事業所でのサービス提供に係る費用（介護事業所への直接払い）

### (6) 出産扶助

出産に係る費用（定められた範囲内の実費を支給）

### (7) 生業扶助

就労に必要な技能取得に係る費用（定められた範囲内の実費を支給）

### (8) 葬祭扶助

葬祭に係る費用（定められた範囲内の実費を支給）

## 5 申請の流れ

### (1) 事前相談・申請窓口

現在お住まいの地域を所管する福祉事務所（生活保護担当）となります。

※ 連絡先等については、別添の福祉事務所一覧をご覧ください。

### (2) 保護の申請

相談者が申請の意思を示した場合、申請書の受理をします。

### (3) 調査

保護決定の判定をするため、次のような調査をします。

主な調査項目

- ・生活状況等確認のための実地調査（家庭訪問等）
- ・預貯金・保険・不動産等の資産調査
- ・扶養義務者に対する扶養（仕送り等援助）の可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査（医療機関への病状調査、検診命令など）

### (4) 保護の決定

利用しうる資産や能力の全てを活用しても、なお厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した最低生活費に満たない場合、その算定した最低生活費から収入額（年金、就労収入等）を差し引いた額を支給します。

また、生活保護受給者には、次のような報告義務がありますので、担当のケースワーカーにお知らせください。

主な報告事項

- ・収入の状況
- ・生活の状況
- ・資産の状況
- ・就労活動等の状況（就労の可能性のある方）

## 6 その他

生活保護制度は、日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を守る「最後のセーフティネット」として位置づけられておりますので、経済的にお困りの方は、遠慮せずにお住まいの地域の「福祉事務所」にご相談ください。

また、経済的にお困りの方が、生活保護に至る前の段階で支援を行い、自立助長の支援をする、「生活困窮者自立支援事業」も実施しておりますのでご活用ください。

生活困窮者自立支援事業の相談窓口では、個々の状況をお伺いし、「支援プラン」や「就労支援プログラム」の策定、必要に応じて「生活保護」等の支援機関へのつなぎを行っております。

※ 詳細は、生活困窮者支援に関する窓口をご覧ください。